

公立大学法人高崎経済大学施設管理規程

平成23年度
規程第166号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、公立大学法人高崎経済大学固定資産管理規程（平成23年度規程第45号）第29条の規定に基づき、公立大学法人高崎経済大学（以下「法人」という。）が管理する土地、建物、設備及び物品（以下「施設」という。）の使用に当たっての遵守事項その他管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遵守事項)

第2条 施設を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設を破損しないこと。
- (2) 使用後は整理整頓し、使用前の状態に復すること。
- (3) 使用を中止し、又は使用を終了したときは、その旨を理事長に連絡すること。
- (4) 理事長の指示に従うこと。

(禁止行為)

第3条 施設内では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 職員への面会の強要
- (2) 騒音、怒声、放歌その他喧騒にわたる行為
- (3) 銃器、凶器、爆発物その他の危険物の持込み
- (4) 喫煙の施設以外の場所での喫煙
- (5) 理事長の許可を得ない火気の使用（理事長が指定する場所での火気の使用を除く。）
- (6) 理事長の許可を得ない電気を使用する機器の使用
- (7) 所定の場所以外の場所での自動車、自転車等の駐車及び自動車、自転車等の放置
- (8) 施設を汚損し、損壊し、又は本学の秩序を乱す恐れがあると認めて理事長が禁止する行為

(立入りの制限等)

第4条 理事長は、多数の者が施設内に立ち入ろうとする場合において、施設内にお

ける秩序の維持又は災害の防止のため必要があると認めるときは、人数、時間若しくは場所を制限し、又は立入りを禁止し、その他必要な措置を講じなければならない。

2 理事長は、施設の管理、施設内における秩序の維持又は災害防止のため必要があると認めるときは、施設内に立ち入ろうとする者に対し、その立入り目的を質問し、又はその立入りを禁止し、その他必要な措置を講じることができる。

3 理事長は、前条各号のいずれかに該当する行為が行われる恐れがあると認めるとき、施設の管理、施設内における秩序の維持又は災害の防止のため必要があると認めるときは、施設への立入りを規制し、これらの行為を禁止し、又は施設内からの退去を命じることができる。

(撤去の命令等)

第5条 理事長は、許可を受けずに掲示等された物、銃器、凶器、爆発物その他の危険物等第3条の規定に反し持ち込まれた物又は施設の管理、施設内における秩序の維持若しくは災害の防止に支障をきたす物があると認めるときは、その所有者、占有者等にその撤去又は施設内からの搬出を命じることができる。

2 理事長は、前項の規定による命令をした場合において、命令された者が命令に従わないとき、命令すべき者が判明しないとき又は施設の管理、施設内における秩序の維持若しくは災害の防止のため緊急を要するときは、別に定める手続により、これらを撤去し、その他必要な措置を講じることができる。

(駐車場の使用等)

第6条 本学内の駐車場（以下「本学駐車場」という。）の使用の許可を得た学内者、法人の委託を受けた事業者、所用で本学へ来学した者及び理事長が特に必要と認められた者は、本学駐車場を使用することができる。

2 本学駐車場の使用許可の手続等については、理事長が別に定める。

3 理事長は、本学駐車場の管理上必要があると認められるとき、又はその指示に従わない者については、使用の制限若しくは停止又は使用許可の取消を行うことができる。

(駐車時の義務)

第7条 本学駐車場を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 指定された場所に整然と駐車し、他の駐車又は通行に支障をきたさないこと。

(2) 駐車中は、本学駐車場の使用許可を証する物（以下「駐車許可証」という。）を指定された場所に掲示すること。

(3) 駐車許可証を他人に転貸し、又は譲渡しないこと。

2 前項第2号及び第3号の規定は、法人の委託を受けた事業者、所用で本学へ来学した者及び理事長が特に必要と認めた者には適用しない。

(通行規制)

第8条 施設内を通行する者は、理事長が設置する学内通行標識に従わなければならない。

2 理事長は、施設内における通行の安全と円滑を図るため、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

(施設に破損があった場合)

第9条 施設に破損、故障等があることを発見した者は、直ちにその旨を理事長に報告しなければならない。

2 自己の責めに帰すべき事由により施設を損傷した者は、これを原状に回復し、又はその損害を弁償しなければならない。

(損害賠償責任)

第10条 法人は、施設内において発生した盗難又は損壊等による損害について、賠償の責めを負わないものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、施設の管理、使用等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成23年12月21日から施行する。